

市民参加く市民が行政活動にかかわるために

印西市市民参加条例が施行されて6年が経過しました。この条例は、市民が市の行政活動に関わるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより、魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的に制定されました。

【条例の概要】

条例は全16条で構成されており、主な条項は▼第4条：市民参加における市民等と市の役割について▼第5条：市が市民参加を求める対象となる行政活動について▼第6条：市が市民参加を求める場合の方法について▼第7条から第11条：市民参加の方法として規定した各市民参加手続の具体的な内容について▼第12条：市民等の自発的な提案を市の施策等に反映させるた

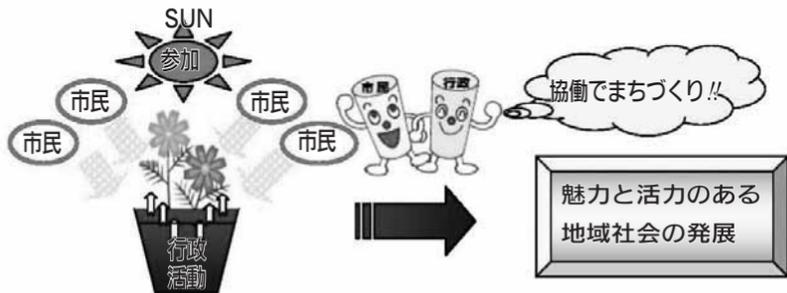
めの手続である市民提案手続について▼第13条および第14条：市民参加推進委員会の設置、市民参加実施状況の公表といったこの制度の推進体制について規定しています。

【平成25年度の市民参加手続の実施状況】

市民参加手続を導入した事業は51事業で、58件の手続(市民意向調査手続5件、市民説明会手続1件、市民意見公募手続5件、市民会議手続1件、審議会等手続46件)を実施し、14、337人が参加しました。主な事業は、「市民満足度・重要度調査」「小林駅舎等整備推進事業」

【みなさんの自発的な提案をお待ちしています】市民参加条例では、みなさんの自発的な提案を市の施策などに反映させるための手続として、市民提案手続の制度を設けています。この手続は、代表者である市民が、30人以上の市民の連署をもって市に提案を行うことができます。 秘書広報課広報聴班(☎内線419)。

市民参加条例の目的



市が、条例で規定する行政活動を行う場合には、条例で掲げる市民参加手続の中から必要な手続を実施し、広く市民の意見を求めることとなります。これにより、市民の声が行政に反映されやすくなり、市民の行政活動への参加が、制度的に保障されることとなります。

平成 25 年度健全化判断比率および資金不足比率を公表

地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、印西市の平成25年度決算に基づく「健全化判断比率」および、公営企業の経営状況を示す「資金不足比率」を算定したので、次のとおり公表します。

◆健全化判断比率

健全化を判断する指標として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標がありますが、印西市の比率は表1のとおり、いずれも早期健全化基準を下回りました。

◎表1 健全化判断比率(4指標)◎ (単位：%)

Table with 5 columns: 指標名, 指標の内容, 平成25年度, 早期健全化基準(※4), 財政再生基準(※5). Rows include ①実質赤字比率, ②連結実質赤字比率, ③実質公債費比率, ④将来負担比率.

◎表2 資金不足比率(公営企業会計)◎ (単位：%)

Table with 5 columns: 指標名, 指標の内容(説明), 会計名, 平成25年度, 経営健全化基準(※6). Row includes ⑤資金不足比率.

※1…標準財政規模は地方公共団体の通常収入されると見込まれる一般財源の規模を示すもの。
※2…実質公債費比率は、3力年平均の比率です。
※3…赤字額および資金不足額がないため、「-」(該当なし)と表示しています。
※4…①～④のいずれかが早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を定め、自主的な財政の健全化を進めていかなければなりません。
※5…①～③のいずれかが財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を定め、国の監視のもと、財政の健全化を進めていかなければなりません。
※6…資金不足比率が経営健全化基準を超えると経営健全化計画を定め、計画的な経営健全化対策に取り組まなければなりません。
※7…将来負担比率は、将来の財政悪化を示唆するものであるため、財政再生基準は設けられていません。

11月9日(日)～15日(土) 『秋の火災予防運動』にご協力を
今年も、11月9日から15日までの一週間は『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』を全国統一防災標語として一斉に秋季火災予防運動が実施されます。

J-ALERT (アラート) の 全国一斉緊急情報伝達試験
市では、地震や武力攻撃などの災害時に全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって国から送られてくる緊急情報を、さまざまな情報伝達手段を用いて確実にみなさんへ伝えるため、市の防災行政無線および防災メールなどで情報伝達試験を行います。